

## 10 参 考 資 料

茨城県行政組織条例（抜すい） .....	68
茨城県地下水利用審査会規則 .....	70
茨城県地下水利用審査会に係る「地下水採取計画書」 .....	71
茨城県生活環境の保全等に関する条例（抜すい） .....	72
茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則（抜すい） .....	76
揚水試験の実施について .....	84
揚水施設の概要 .....	88
国の地下水対策 .....	91

# 茨城県行政組織条例（抜すい）

昭和38年10月26日

茨城県条例第45号

（趣旨）

第1条 この条例は、知事の権限に属する事務を分掌させるための部及びその分掌事務並びに条例をもって設置すべき機関（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち法律に定めがあるもの以外の附属機関を含む。）の設置、名称、位置、管轄区域等について定めるものとする。

（設置及び担任事項）

第22条 知事（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下第24条及び第26条において同じ。）の求めに応じ、調停、審査、審議、調査等を行なうため、県に別表の左欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任事項は、それぞれ別表の右欄に掲げるとおりとする。

（委員及び臨時委員の設置）

第23条 附属機関に委員をおく。

2 臨時又は特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、臨時委員をおくことができる。

（委員及び臨時委員の任命、任期等）

第24条 委員及び臨時委員は、関係公務員、関係団体の役職員及び学識経験者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、茨城県特別職報酬等審議会の委員は、当該諮問事項に係る答申を終えたときをもって解任されるものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 臨時委員は、当該臨時又は特別の事項の調査審議等が終了したときは、その職を失うものとする。当該附属機関の他の委員の任期が満了したときも、また同様とする。

5 前3項の規定にかかわらず、学識経験者以外の特定の地位又は職により選任された委員及び臨時委員は、当該地位又は職を退いたときは、その職を失うものとする。

6 委員の定数が増加したため、あらたに就任した委員の任期は、当該附属機関の他の委員の任期満了の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第25条 附属機関に委員長及び副委員長各1人をおく。ただし、附属機関において、必要があるときは、副委員長の定数を増加することができる。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を統理し、付属機関を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 付属機関の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の任命又は委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長が欠けたときの会議は、知事が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の数の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決する。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、委員の定数その他必要な事項は、知事（教育委員会の付属機関にあつては、教育委員会）が定める。

別表（第22条）

1 知事の付属機関

付 属 機 関 名	担 任 事 項
茨城県地下水利用審査会	茨城県地下水の採取の適正化に関する条例（昭和51年茨城県条例第71号）の施行に関する重要事項を審査し、及び調査審議すること。

# 茨城県地下水利用審査会規則

昭和52年3月18日

茨城県規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）第27条の規定に基づき、茨城県地下水利用審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数その他必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 審査会の委員（以下「委員」という。）の定数は、5人以内とする。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、地下水に関し学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(幹事)

第4条 審査会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、委員を補佐し、会務を処理する。

(委任)

第5条 この規則で定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

付 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。



# 地下水採取計画書（ 用水）

## ※審査会様式

申請者氏名	申請者住所		
揚水施設の設置場所	施設名称		
計画採取量	日量	年量	
揚水機の吐出口断面積	最大吐出量 cm <sup>2</sup>	最大の吐出量 m <sup>3</sup> /分 (m <sup>3</sup> /日)	
ストレーナーの位置	ケーシングの径	深さ	
1. 地下水採取の必要性			
2. 全体計画			
3. 地下水以外の水源への転換の見通し			
代替水源(供給事業)名			
転換予定時期			
4. 既設井の状況（申請井から半径1 km以内の施設について記入して下さい。）			
No.	1	2	3
所有者・管理者			
井戸名(号井)			
用途			
申請井との距離	m	m	m
ストレーナーの位置	I ~	~	~
	II ~	~	~
	III ~	~	~
許可日量	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日

5. 地下水採取量の測定方法（いずれかを○で囲んで下さい。） 水量測定器（量水器） その他の方法
6. 地下水位の測定方法（いずれかを○で囲んで下さい。） 自記録計 自記録取 手観測
7. 揚水施設の設置場所
8. 揚水施設の設置場所の選定理由
9. 地下水位の観測状況
10. 揚水施設を設置する場所の地質柱状図
11. 特記事項

# 茨城県生活環境の保全等に関する条例（抜すい）

平成17年3月24日

茨城県条例第9号

## （目的）

第1条 この条例は、茨城県環境基本条例（平成8年茨城県条例第48号）第3条に定める基本理念にのっとり、生活環境の保全等に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、生活環境の保全等のための規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減を図るための措置その他必要な事項を定め、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において「生活環境の保全等」とは、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）の保全を図ることをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、茨城県環境基本条例第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。

3 この条例において「公害」とは、茨城県環境基本条例第2条第3項に規定する公害をいう。

## （氏名の変更等の届出）

第16条 第11条第1項又は第12条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第11条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

## （承継）

第17条 第11条第1項又は第12条第1項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第11条第1項又は第12条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係るばい煙特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第11条第1項又は第12条第1項の規定による届出をした者の地位を承継

した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(定義)

第66条 この節において「指定地域」とは、地下水の採取を規制する地域として規則で定める地域をいう。

2 この節において「揚水特定施設」とは、工場等に設置される施設のうち、動力を用いて地下水を採取する施設（河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。）で規則で定めるものをいう。

(揚水特定施設の設置の届出)

第67条 指定地域において揚水特定施設により地下水を採取しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 揚水特定施設の種類
- (4) 揚水特定施設の構造
- (5) 揚水特定施設の使用及び管理の方法
- (6) 地盤の沈下の防止の方法

2 前項の規定による届出には、揚水特定施設の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第68条 一の施設が揚水特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）は、当該施設が揚水特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(揚水特定施設の構造等の変更の届出)

第69条 第67条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第67条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第67条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(実施の制限)

第70条 第67条第1項の規定による届出をした者又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揚水特定施設を設置し、又はその届出に係る揚水特定施設の構造若しくは使用及び管理の方法若しくは

地盤の沈下の防止の方法を変更してはならない。

2 知事は、第67条第1項又は前条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(代替水への転換の勧告)

第71条 知事は、地盤の沈下を防止するため特に必要があると認めるときは、工業用水道（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第3項に規定する工業用水道をいう。）又は水道（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。）の給水区域において揚水特定施設により地下水を採取している者に対し、地下水の採取に代えて代替水への転換を勧告することができる。

(緊急時の措置)

第72条 知事は、地下水の採取により地下水の水位が異常に低下し、又は地盤の沈下の発生により生活環境に係る被害が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認めるときは、揚水特定施設により地下水を採取している者に対し、期間を定めて、地下水の採取量の制限を勧告することができる。

(届出の特例)

第73条 揚水特定施設により地下水を採取しようとする者が、茨城県地下水の採取の適正化に関する条例（昭和51年茨城県条例第71号）第3条の規定による地下水の採取の許可を受けたときは、当該揚水特定施設については第67条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

(準用)

第74条 第16条及び第17条の規定は、第67条第1項及び第68条第1項の規定による届出をした者について準用する。

(委任)

第127条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第130条 （前略）第67条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第131条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) （前略）第68条第1項、第69条第1項（中略）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) （前略）第70条第1項の規定に違反した者
- (3) ～ (5) （略）

第133条 第16条若しくは第17条（これらの規定を（中略）第74条（中略）において準用する場合を含む。）（中略）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

第134条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業員が，その法人又は人の業務に関し，第128条から前条までの違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対して各本条の罰金又は科料を科する。

# 茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則（抜すい）

平成17年 9月30日

茨城県規則第98号

（趣旨）

第1条 この規則は、茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（氏名の変更等の届出）

第7条 条例第16条（条例（中略）第74条（中略）において準用する場合を含む。）の規定による届出は、条例第11条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名変更等届出書（様式第2号）、施設の使用の廃止に係る場合にあつては特定施設使用廃止届出書（様式第3号）により行うものとする。

（承継の届出）

第8条 条例第17条第3項（条例（中略）第74条（中略）において準用する場合を含む。）の規定による届出は、承継届出書（様式第4号）により行うものとする。

（揚水特定施設）

第32条 条例第66条第1項の規則で定める地域は、県の区域とする。

2 条例第66条第2項の規則で定める施設は、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が19平方センチメートル以上である揚水のための施設とする。

（揚水特定施設の設置等の届出）

第33条 条例第67条第1項、第68条第1項又は第69条第1項の届出は、揚水特定施設設置（使用、変更）届出書（様式第13号）により行うものとする。

2 条例第67条第2項（条例第68条第2項及び第69条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 揚水特定施設の配置図
- (2) 揚水機の構造概要図
- (3) 工場等の敷地内の建物の配置図
- (4) 井戸に係る主要配管系統図及び地下水利用系統図

（届出書の提出部数等）

第55条 条例の規定による届出は、届出書の正本にその写し1通を添えて行わなければならない。

2 (略)

(受理書)

第56条 知事は、(中略)第67条第1項、第68条第1項、第69条第1項(中略)の届出を受理したときは、受理書(様式第19号)を当該届出した者に交付するものとする。

## 氏名変更等届出書

年 月 日

茨城県知事

殿

届出者 氏 名 ㊟

住 所

〔法人にあっては、その名称、代表者〕  
〔の氏名及び主たる事務所の所在地〕

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、茨城県生活環境の保全等に関する条例第16条（第34条、第49条、第74条、第85条又は第102条において準用する第16条）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※ 整 理 番 号	
	変更後		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日		年 月 日	※ 施 設 番 号	
変 更 の 理 由			※ 備 考	

備考

※印の欄には、記載しないこと。



## 特定施設使用廃止届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏 名 ⑩

住 所

〔法人にあっては、その名称、代表者〕  
〔の氏名及び主たる事務所の所在地〕

特定施設の使用を廃止したので、茨城県生活環境の保全等に関する条例第16条（第34条，第49条，第74条，第85条又は第102条において準用する第16条）の規定により，次のとおり届け出ます。

工場等の名称		※ 整 理 番 号	
工場等の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
施設の種類		※ 施 設 番 号	
施設の設置場所		※ 備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考

- 1 施設の種類欄には，茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1，別表第4，別表第6，別表第9の1，別表第9の2又は別表第13に掲げる項番号及び(1)，(2)，(3)等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には，記載しないこと。

## 承 継 届 出 書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏 名 ⑩

住 所

〔法人にあっては、その名称、代表者〕  
の氏名及び主たる事務所の所在地〕

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、茨城県生活環境の保全等に関する条例第17条第3項（第34条、第49条、第74条、第85条又は第102条において準用する第17条）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		※ 整 理 番 号	
工場等の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
施設の種類		※ 施 設 番 号	
施設の設置場所		※ 備 考	
承継の年月日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称		
	住所又は主たる事務所の所在地		
承継の原因			

備考

- 1 施設の種類の欄には、茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1，別表第4，別表第6，別表第9の1，別表第9の2又は別表第13に掲げる項番号及び(1)，(2)，(3)等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には，記載しないこと。

## 揚水特定施設設置（使用，変更）届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏 名 ⑩

住 所

〔法人にあっては，その名称，代表者〕  
〔の氏名及び主たる事務所の所在地〕

茨城県生活環境の保全等に関する条例第67条第1項（第68条第1項，第69条第1項）の規定により，揚水特定施設について，次のとおり届け出ます。

工場等の名称		※ 整 理 番 号	
工場等の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
揚水特定施設の種類		※ 施 設 番 号	
△揚水特定施設の構造並びに使用及び管理の方法	別紙1のとおり。	※ 審 査 結 果	
△地盤の沈下の防止の方法	別紙2のとおり。	※ 備 考	

備考

- 1 揚水特定施設の種類の欄には，揚水特定施設の名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については，別紙1及び別紙2によることとし，かつ，できる限り，図面，表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には，記載しないこと。
- 4 この届出書には，茨城県生活環境の保全等に関する条例第67条第2項に規定する書類を添付すること。
- 5 変更届出の場合は変更のある部分について，変更前及び変更後の内容を対照させること。

## 揚水特定施設の構造並びに使用及び管理の方法

施設の設置	設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
井戸の構造	名称又は施設番号			
	深 度	地表面下	m	地表面下 m
	口 径		mm	mm
	ストレーナーの位置 (ストレーナーが2以上あるときは、それぞれ記入すること。)	地表面下	mから mまで mから mまで mから mまで mから mまで mから mまで	地表面下 mから mまで mから mまで mから mまで mから mまで mから mまで
揚水機の構造及び使用の方法	名 称			
	メ ー カ ー			
	定格出力(馬力数)	kW ( HP)		kW ( HP)
	吐出口の断面積 (吐出口が2以上あるときは、それぞれ記入すること。)	cm <sup>2</sup>		cm <sup>2</sup>
	最大吐出量	m <sup>3</sup> /分		m <sup>3</sup> /分
	1日の使用時間	午前 時から 午後 時まで	午前 時から 午後 時まで	午前 時から 午後 時まで
	季節変動			
計画揚水量	m <sup>3</sup> /日		m <sup>3</sup> /日	
	m <sup>3</sup> /年		m <sup>3</sup> /年	
地下水の用途				
地下水を必要とする理由				
揚水量等の測定	専用積算電力計設置の有無	有 ( メーカー・型式 ) ・無		有 ( メーカー・型式 ) ・無
	量水器設置の有無	有 ( メーカー・型式 ) ・無		有 ( メーカー・型式 ) ・無
	地下水位の測定方法			

## 備考

設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

## 地盤の沈下の防止の方法

地下水の利用上の対策	
他工場等及び民家の井戸 との距離	工場等                    m,                    民家                    m
地下水の枯渇時の対策	
そ                    の                    他	

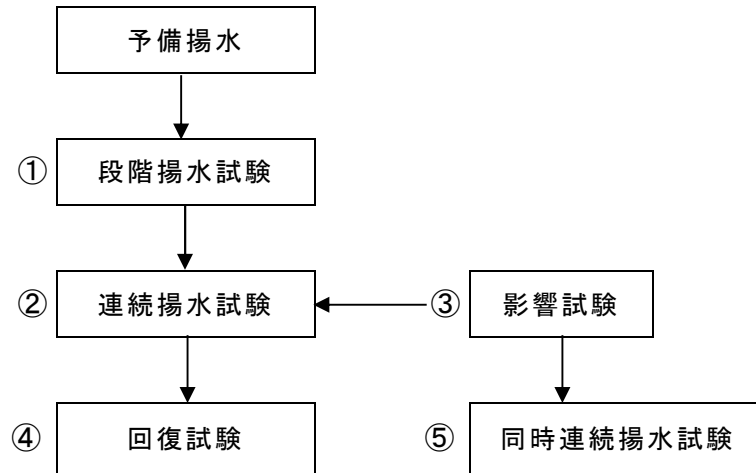
## 備考

- 1 地下水の利用上の対策の欄には、循環利用、合理的使用等地下水の枯渇を防止するために講ずる措置の概要について記載すること。
- 2 地下水の枯渇時の対策の欄には、他工場等及び民家の井戸へ影響を及ぼした場合に講ずる措置等を記載すること。

# 揚水試験の実施について

地下水採取の許可にあたっての判断は、揚水試験結果に基づいて行われるが、試験の内容、方法については、下記基準に沿って行うこととする。

## 1. 揚水試験項目



## 2. 段階揚水試験

### (1) 試験水量

計画採水量を中心に5段階以上(計画採水量の50%から25%増し毎に150%までや、300~400ℓ /分増減等)を原則とし、上昇及び下降の両測定を行うものとする。なお、計画採取量は、(ℓ /分)とする。

### (2) 揚水時間

各段階の揚水時間は、水位が安定するまでとするが、少なくとも1時間以上とし、水位の観測は各段階とも30分までは5分毎、30分後は10分毎に行うものとする。

### (3) 試験結果表

揚水試験測定記録表、S-Q曲線図及びS/Q-Q曲線図の作成を行うこととする。

## 3. 連続揚水試験

### (1) 試験水量

計画採水量は、(ℓ /分)とする。

### (2) 揚水時間

計画採水時間を原則とし、水位は下記により測定するものとする。

0分～ 10分	1分毎
10分～ 30分	5分毎
30分～ 60分	10分毎
60分～ 120分	20分毎
120分～	30分毎

(3) 試験結果表

揚水試験測定記録表及び  $s - t$  曲線図の作成を行うものとする。

(4) 影響試験の実施

連続揚水試験時に、既存井と干渉調査を、下記4により行うものとする。

#### 4. 影響試験

(1) 試験範囲

計画井より半径 1 km 以内の既存井を対象とし、既存井の水位変動を測定するものとする。

(2) 測定時間

計画井の連続揚水試験実施時に行うものとし、水位の測定は、30 分毎に行うものとする。

(3) 試験結果表

既存井毎の水位測定記録表を作成するものとする。

#### 5. 回復試験

(1) 測定試験

連続揚水試験完了後、揚水を停止し、水位が安定するまで、下記により水位を測定するものとする。

揚水停止～ 10分	1分毎
10分～ 30分	5分毎
30分～ 60分	10分毎
60分～ 120分	20分毎
120分～	30分毎

(2) 試験結果表

揚水試験測定記録表及び  $s - t$  曲線図の作成を行うものとする。

## 6. 同時連続揚水試験

### (1) 試験の範囲

群井としての機能を持つもの、及び影響試験により、相互干渉を起こすものについては、各井同時に連続揚水試験を行うものとする。

### (2) 試験水量

3の(1)と同じ

### (3) 揚水時間

3の(2)と同じ

### (4) 試験結果表

3の(3)と同じ



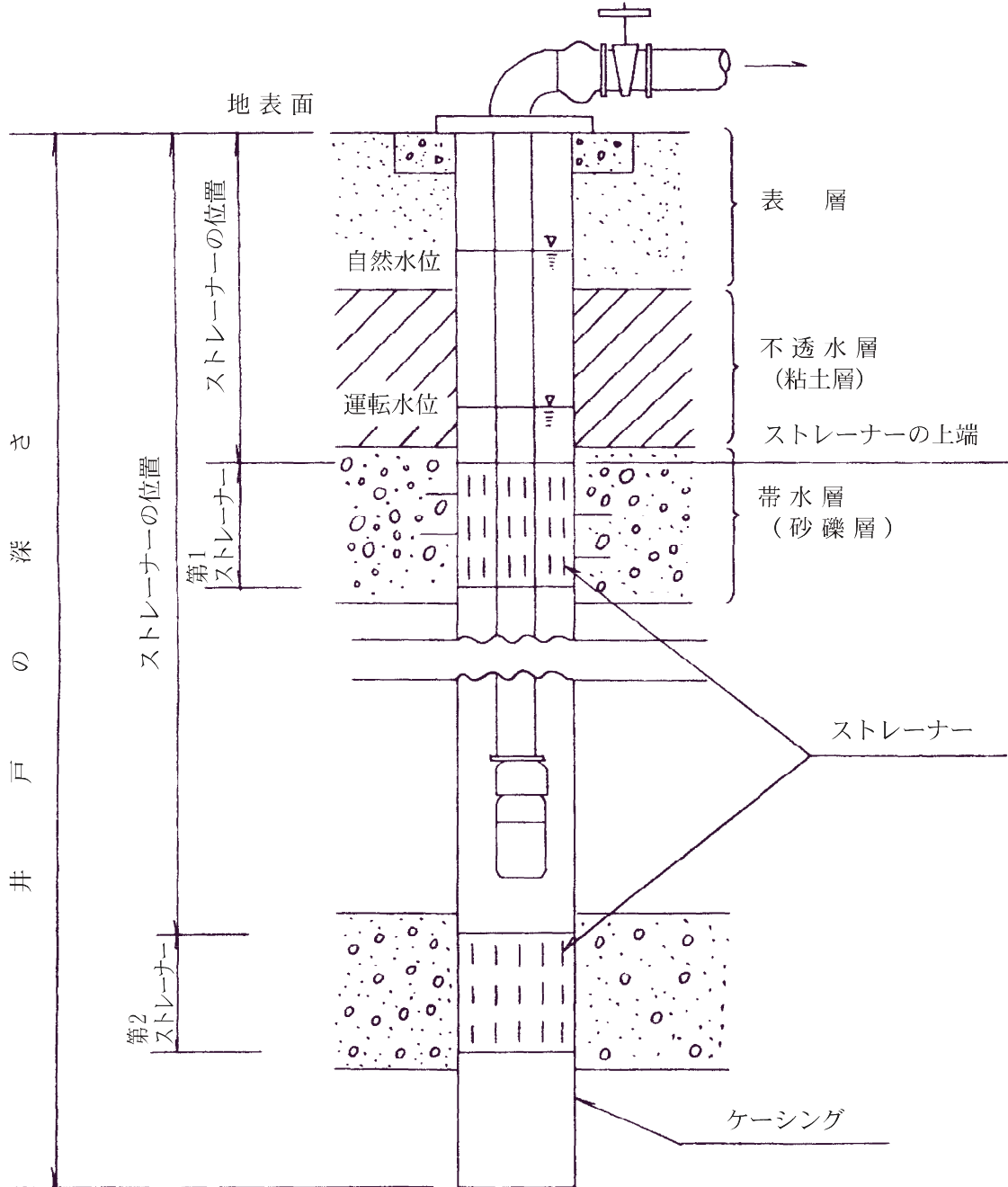
90 度 三 角 堰 流 量 表						四角堰流量表 巾300m/m					
Hm/m	$\ell$ /m	t/D	Hm/m	$\ell$ /m	t/D	Hm/m	$\ell$ /m	t/D	Hm/m	$\ell$ /m	t/D
50	47	68	165	927	1,337	50	369	531	165	2,217	3,192
55	60	87	170	1,002	1,442	55	426	613	170	2,319	3,339
60	74	106	175	1,070	1,540	60	486	699	175	2,424	3,490
65	91	131	180	1,160	1,670	65	549	790	180	2,526	3,637
70	109	156	185	1,240	1,785	70	612	881	185	2,631	3,788
75	129	185	190	1,320	1,900	75	681	980	190	2,742	3,948
80	152	218	195	1,410	2,030	80	750	1,080	195	2,853	4,118
85	177	254	200	1,500	2,160	85	810	1,166	200	2,964	4,268
90	204	293	205	1,600	2,304	90	894	1,287	205	3,176	4,587
95	233	335	210	1,700	2,448	95	969	1,395	210	3,303	4,746
100	265	381	215	1,800	2,592	100	1,047	1,507	215	3,413	5,914
105	308	443	220	1,900	2,736	105	1,128	1,624	220	3,534	5,088
110	337	485	225	2,020	2,908	110	1,209	1,740	225	3,648	5,253
115	377	543	230	2,130	3,067	115	1,293	1,861	230	3,775	5,407
120	419	603	235	2,250	3,240	120	1,377	1,982	235	3,896	5,610
125	464	668	240	2,370	3,412	125	1,464	2,108	240	4,026	5,797
130	512	737	245	2,500	3,600	130	1,554	2,237	245	4,147	5,971
135	564	809	250	2,620	3,772	135	1,644	2,367	250	4,278	6,160
140	618	889	255	2,750	3,960	140	1,734	2,496	255	4,408	6,462
145	672	967	260	2,900	4,179	145	1,830	2,635	260	4,538	6,534
150	732	1,054	265	3,040	4,377	150	1,923	2,769			
155	792	1,140	270	3,180	4,579	155	2,019	2,907			
160	858	1,235				160	2,113	2,049			

# 揚水施設の概要

## 1 揚水施設の各部名称

井戸用に用いられる揚水機には数多くの種類があるが、別紙ポンプの概略図のとおりポンプ本体が地上にあるものと水中にあるものに大別される。現在最も多く使用されているのが水中モーターポンプである。

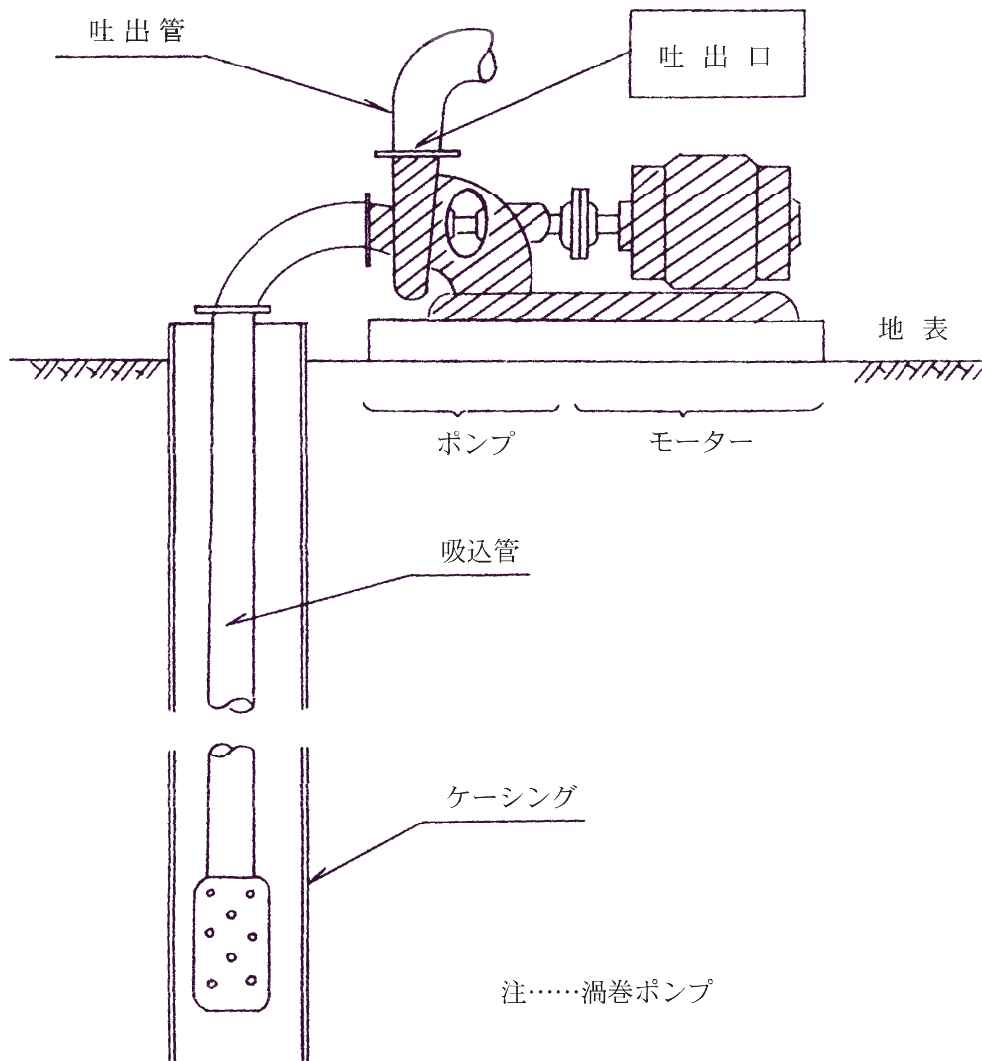
### (1) 井戸の概略図



## 2 吐出口断面積の算出位置

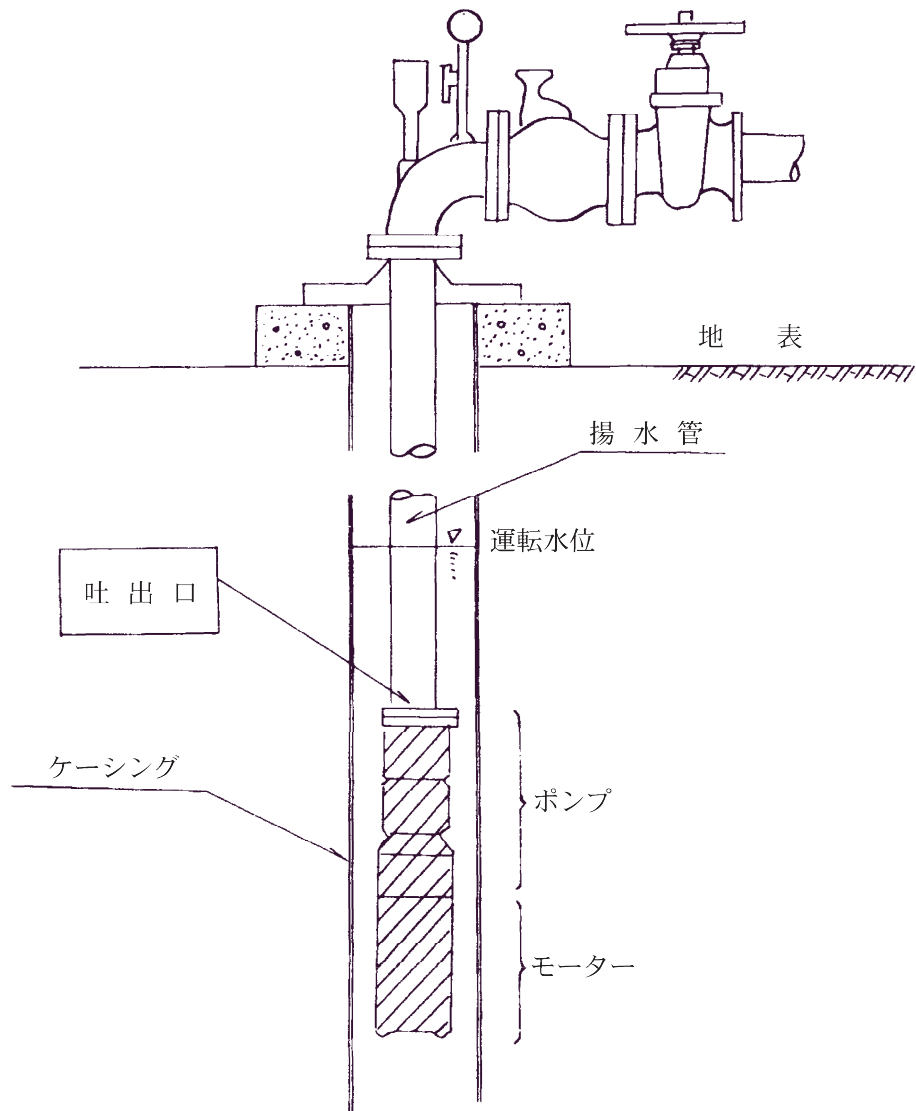
(1) ポンプ本体が地上にあるもの

- ・渦巻ポンプ
- ・タービン（多段）ポンプ
- ・その他



(2) ポンプ本体が水中にあるもの

- ・水中モーターポンプ



# 国の地下水対策

地盤沈下防止等対策関係閣僚会議の開催について

〔昭和56年11月17日〕  
閣議口答了解

地盤沈下防止等対策の重要性にかんがみ、次のような推進体制をとることとする。

- 1 地盤沈下防止等対策を総合的に推進するため、関係大臣による地盤沈下防止等対策関係閣僚会議を随時開催する。
- 2 この閣僚会議には、大蔵大臣、厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、建設大臣、自治大臣、環境庁長官、国土庁長官及び内閣官房長官が出席するものとし、必要に応じ、その他の関係大臣も出席できるものとする。
- 3 会議は、内閣官房長官が主宰し、国土庁長官が事務を行う。

# 地盤沈下防止等対策の推進について

〔昭和 56 年 11 月 18 日〕  
地盤沈下防止等対策関係閣僚会議決定  
〔平成 3 年 11 月 29 日〕  
一 部 改 正

最近における地盤沈下の状況は、全国的には鈍化の傾向が継続しつつあるものの、地域によってはなお著しい沈下の続いているところもみられる。このような地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るため、次により地域の実情に応じて、総合的な対策を推進することとする。

## I 地盤沈下防止等対策関係省庁連絡会議の設置

- 1 地盤沈下とこれに伴う被害の著しい地域について、地盤沈下の防止等に係る各般の対策の調整を図り、総合的に対策を推進するため、地盤沈下防止等対策関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設ける。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ構成員以外の各省庁等の関係局長等の出席を求めることができる。

内閣官房内閣内政審議室長

環境庁水質保全局長

国土庁長官官房長

国土庁長官官房水資源部長

大蔵大臣官房長

厚生省生活衛生局長

農林水産省構造改善局長

通商産業省立地公害局長

建設省河川局長

自治大臣官房長

- 3 連絡会議の議長は、国土庁長官官房水資源部長をもって充てる。
- 4 連絡会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 5 (1) 地盤沈下とこれに伴う被害の特に著しい地域について、緊急にこれを防止するために必要あるときは、その地域の実情に応じた地盤沈下防止等対策を検討するため、それぞれの地域ごとに地域部会（以下「部会」と総称する。）を設けることができる。  
(2) 部会は、国土庁長官官房水資源部長及び幹事をもって構成することとし、関係地方公共団体の職員、学識経験者等の参加を求めるものとする。この場合、部会長は、国土庁長官官房

水資源部長をもって充てる。

(3) 部会は、当面、濃尾平野、筑紫平野及び関東平野北部の三地域について設ける。

6 連絡会議の庶務は、環境庁水質保全局の協力を得て、国土庁長官官房水資源部において行う。

7 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が連絡会議に諮って定める。

## II 地盤沈下防止等対策要綱の策定

### 1 基本的考え方

(1) 地盤沈下とこれに伴う被害の特に著しい地域について、地域の実情に応じて総合的な対策を推進するため、それぞれの地域ごとに地盤沈下防止等対策要綱（以下「要綱」という。）を策定する。

(2) 要綱は差し当たり濃尾平野及び筑紫平野について策定する。

なお、関東平野北部については、観測資料が必ずしも整備されていない状況にかんがみ、当面、実態把握と資料整備に努める。

### 2 要綱を適用する対象地域の具体的範囲

要綱を適用する対象地域の具体的範囲は、連絡会議において決定する。この場合、それぞれの地域は、次の要件に該当する一つのまとまりのある地域として決定されなければならない。

(1) 地盤が沈下し、地下水の水位が異常に低下し、又は塩水若しくは汚水が水源に混入し、

(2) このため、災害、生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれのある地域。

なお、必要に応じ対象地域を追加することができる。

### 3 要綱の内容

要綱においては、以下の事項のうち、地域の実情に応じて必要と認められるものについて検討の上記載するものとする。

(1) 地下水採取の削減目標等地下水の需給に関する事項

(2) 地下水の採取規制に係る法令の適用に関する事項

(3) 地盤沈下防止等の対策に必要な観測、調査に関する事項

(4) 代替水源の確保及び代替水の供給（その目標時期を含む。）に関する事項

(5) 節水及び水使用の合理化に関する事項

(6) 地盤沈下による災害の防止又は復旧に関する事項

(7) その他必要な事項

### 4 要綱の策定

要綱は部会において原案を作成し、連絡会議の審議を経て、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において決定する。

## 幹事及び地域部会に参加を求める者メンバー

〔昭和56年12月11日 地盤沈下防止等  
対策関係省庁連絡会議において決定〕

### 幹事

内閣官房内閣審議官  
環境庁水質保全局企画課長  
国土庁長官官房水資源部水資源政策課長  
大蔵大臣官房企画官  
厚生省生活衛生局水道環境部計画課長  
農林水産省構造改善局地域計画課計画調整室長  
通商産業省立地公害局工業用水課長  
建設省河川局河川計画課長  
自治大臣官房地域政策課長

## 関東平野北部に係る地域部会に参加を求める者

### 関係地方公共団体の職員

茨城県環境局長  
" 企画部長  
栃木県企画部長  
" 衛生環境部長  
群馬県企画部長  
" 衛生環境部長  
埼玉県企画財政部長  
" 環境部長

### 学識経験者等

埼玉大学工学部教授	関	陽太郎
" 助教授	佐藤	邦明
立正大学文学部教授	山本	莊毅
山梨大学工学部教授	石橋	多聞
東京農業大学農学部教授	佐藤	俊朗
社団法人日本工業用水協会顧問	蔵田	延男
農林水産省関東農政局計画部長		
通商産業省東京通商産業局総務部長		
建設省関東地方建設局企画部長		



# 関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱について

## 1 策定の経緯

地盤沈下防止等対策については、昭和56年11月17日の閣議口頭了解によって設置された地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において、地盤沈下防止等対策関係省庁連絡会議を設けるとともに、地盤沈下とこれに伴う被害の特に著しい地域について、地域の実情に応じた総合的な対策を推進するため、それぞれの地域ごとに地盤沈下防止等対策要綱を策定することとし、要綱については差し当たり濃尾平野及び筑後・佐賀平野について策定し、関東平野北部については当面、実態把握と資料整備に努めることとされた。

この閣僚会議決定を受け、昭和60年4月26日に濃尾平野及び筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱が策定され、その推進が図られているところであるが、関東平野北部についてもかなりの資料の蓄積が図られ、関係省庁間の調整も整い、この度の要綱策定に至ったものである。

## 2 要綱の概要

### (1) 要綱の目的

関東平野北部における地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るため、同地域の実情に応じた総合的な対策を推進する。

### (2) 要綱の対象地域

対象地域を保全地域（地下水採取目標量を設定し、その達成のための各種施策を講ずる地域）と観測地域（地盤沈下、地下水位等の状況の観測及び調査に関する措置を講ずる地域）とする。

### (3) 地下水採取に係る目標量

保全地域内において平成12年度に年間地下水採取量4.8億 $\text{m}^3$ を達成する（現行は約6.6億 $\text{m}^3$ ）。

### (4) 地盤沈下防止等対策

保全地域については、地下水採取規制、代替水源の確保及び代替水の供給、節水及び水使用の合理化を推進する。観測地域については適切な地下水の採取について、関係地方公共団体と連携を取りつつ指導を行う。

### (5) その他

対象地域における調査・観測を計画的に行うとともに必要な施設の整備等を進める。又、地盤沈下による災害の防止及び復旧に関する事業を実施する。

# 関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱

〔平成3年11月29日〕  
地盤沈下防止等対策  
関係閣僚会議決定

## 1 要綱の目的

この要綱は、関東平野北部において地下水の採取により地盤沈下及びこれに伴う著しい被害が生じていることにかんがみ、同地域における地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るため、地下水の採取規制、代替水源の確保及び代替水の供給、節水及び水使用の合理化、地盤沈下による災害の防止及び復旧等に関する事項を定めることにより、同地域の实情に応じた総合的な対策を推進することを目的とする。

## 2 関東平野北部の現況

関東平野北部は、東側、西側及び北側をそれぞれ八溝山地、関東山地及び足尾山地に囲まれ、南側は関東平野の南部を経て東京湾に至っている。地形は、主として洪積台地、沖積低地から構成される。洪積台地は、各山地の外側に広く分布し、中心部にはこの台地の一部を成す大宮大地が、また東側には常陸台地等がある。これらの大地に挟まれて、荒川低地、中川低地、加須低地等の沖積低地が荒川及び利根川の主要河川流域に広く発達しており、河川の上流域は、扇状地性低地、中流から下流域は、氾濫原性低地及び三角州性堆積物からなる低地となっている。

関東平野北部は、関東構造盆地の中心部にあたり、新生代新第三紀以降の沈降運動及び氷河性海水準変動の相互作用を受けて、先第三紀の地層からなる基盤岩の上に、上総層群・下総層群、段丘堆積層及び沖積層が厚く堆積している。

台地、丘陵地の表層には、関東ローム層が段丘堆積層を被覆し、分布している。一方、沖積低地の表層部では洪積層を一部浸食し、海成～河成の軟弱な沖積層が堆積している。沖積層は、扇状地性低地では主に砂礫層で構成され、氾濫原性低地及び三角州性低地では粘土層を主体とした細粒土から構成される。中川低地に代表される利根川下流域の氾濫原性低地では、地盤沈下を起こしやすい沖積層の粘土層が最大50m程度と厚く堆積している。これに対し、妻沼低地に代表される利根川上流域の低地では、粘土層は薄くなり、砂礫層が混じるようになる。

以上のような表層地質からなる関東平野北部構造盆地の地下を構成する新第三紀後期及び第四紀の地層中には、未固結の砂層及び砂礫層からなるおびただしい数の帯水層が泥質な難透水層と交互に堆積し、分布している。新第三紀後期及び第四紀の地層は、中川低地付近にある構造盆地の中心部で厚く分布しており、特に埼玉県北東部から茨城県西部にかけての地域は、下総下層群に属する粘土層の合計層厚が80～100mと特に厚く分布している。

関東平野北部における地盤沈下は、昭和30年代に入り埼玉県南部で著しくなったので、被害の復旧及び代替水源の手当てが行われてきた。昭和40年代後半に入ると同県北部においても沈下が観測され、昭和50年代にはさらに茨城県西部、千葉県北西部、群馬県南部及び栃木県南部でも沈下が観測され、地盤沈下対策が強く求められるようになった。一方、地盤沈下の主要因となる地下水採取量は、50年代以降ほぼ横ばいの傾向であるが、渇水年には増加する傾向にあり、本要綱の保全地域における昭和61年の地下水採取量は年間約6億6千万 $\text{m}^3$ となっている。

帯水層中に賦存する地下水は、浅層地下水及び深層地下水に区分できる。深層地下水については、埼玉県北東部、茨城県西部、群馬県南部及び栃木県南部の地域で全体的に下降傾向を示しており、その他の地域では横ばいの傾向を示している。また、中川低地から猿島台地西部に至る、本地域で最も地盤沈下の顕著な地域では、深度150～300m付近の帯水層での水位低下量が著しい。一方、概ね30m以浅の浅層地下水位については経年的な水位低下傾向はあまり認められず、降雨、かんがい用水等による、季節的又は気象条件による一年周期の変動が顕著である。

これらに対し、地盤沈下は、埼玉県南部から千葉県西部地域においては、ほぼ横ばいの傾向にあるものの、地盤沈下の中心は、埼玉県北東部の地域に移っている。また、昭和50年代後半からは茨城県西部、千葉県北部、群馬県南部及び栃木県南部においても地盤沈下が観測されるようになり、地域的に拡大する傾向にある。

この結果、昭和36年以降の30年間に埼玉県越谷市においては、約1.7mの累積沈下量を記録しており、埼玉県栗橋町においては最近5カ年間で24.2cmの沈下量を記録している。

このため、中川低地等の低地部では、構造物の損傷、井戸の抜け上がり、用水路の機能低下、平時の排水不良等の被害が生じており、洪水被害の危険性の増大も指摘されている。台地部においても沈下現象は認められているが、低地部ほどの被害は認められていない。

### 3 要綱の対象地域

この要綱においては、対象地域を保全地域及び観測地域に区分し、保全地域は、地下水採取に係る目標量を設定し、その達成のために地下水採取の規制、代替水源の確保及び代替水の供給、節水及び水使用の合理化、地盤沈下による災害の防止等に関する措置を講ずるものとし、観測地域にあっては、地盤沈下、地下水位等の状況の観測及び調査等に関する措置を講ずるものとし、それぞれ別表に掲げるとおりとする。ただし、今後の地盤沈下状況により、必要が認められた場合は、適宜見直しを行う。

### 4 地下水採取に係る目標量

対象地域における地盤沈下を防止し、併せて地下水の適正な保全を図るための保全地域内における当面の地下水採取目標量（以下「目標量」という。）及びその目標年度は、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、今後の地盤沈下状況により、必要が認められた場合は、適宜見直しを行う。

目 標 量	目 標 年 度
年間 4.8億m <sup>3</sup>	平成12年度

## 5 地盤沈下防止等対策

地下水採取量を4の目標量以内に抑制するため、次の施策を推進するものとする。

(1) 保全地域については、次の施策を推進するものとする。

### 1) 地下水採取規制

- ① 工業用水法（昭和31年法律第146号）の適切な運用を図る。
- ② 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）の適切な運用を図る。
- ③ 地下水採取規制に関しては、関係地方公共団体において相互の連携の緊密化を図りつつ、条例による適切な運用を図る等の措置が講ぜられるよう関係地方公共団体に要請する。
- ④ 地下水採取量の抑制にあたっては、地域の地盤沈下状況に応じて、水位低下量の著しい帯水層に重点を置く等の措置が速やかに講ぜられるよう関係地方公共団体に要請する。

### 2) 代替水源の確保及び代替水の供給

水源の表流水への転換を計画的に進める。このため、別記1の代替水源の確保に係る事業及び別記2の代替水の供給に係る事業を促進する。また、転換に際し関係地方公共団体と連携をとりつつ、地下水採取者に対し適切な指導を行う。

### 3) 節水及び水使用の合理化

- ① 節水及び水使用の合理化を促進する。このため、関係地方公共団体と連携をとりつつ、地下水採取者に対し適切な指導を行う。
- ② ①のほか、効率的な水使用、水の再利用、漏水の防止等の節水及び水使用の合理化を図るための施策を推進し、地下水の採取量を減少させるよう努める。

(2) なお、観測地域については、地盤沈下、地下水位等の状況の観測及び調査を行うとともに、適切な地下水の採取について関係地方公共団体と連携をとりつつ指導する。

## 6 観測及び調査

(1) 対象地域における地盤沈下等の状況を把握するため、水準点における水準測量、観測井における沈下量、地下水位等の観測を計画的に行うとともに、観測に必要な施設の整備等を進める。

(2) (1)のほか、井戸の水位及び水質の一斉調査並びに地下水採取量及び地盤沈下等による被害の実態調査を定期的に行う。また、地質・土質等の関連資料を収集整備し、水収支、地下水かん養等に関する調査及び解析を行う。

## 7 地盤沈下による災害の防止及び復旧

地盤沈下による湛水災害を防止し、河川管理施設及び土地改良施設等の機能を復旧するため、別記3の地盤沈下対策事業を推進する。また、別記4の、地盤沈下による湛水災害の防止並びに河川管理施設及び土地改良施設等の機能の復旧に資するその他の関連事業についても推進を図るほか、地盤沈下による基礎杭の抜け上がり等の被害の発生している公共施設等の復旧に資する事業の推進に努めるものとする。

## 8 要綱の推進

- (1) 国は、要綱の目的を達成するため、5から7までの事項につき、要綱に基づく施策の積極的な推進を図るものとする。
- (2) 国は、関係地方公共団体に対して、国の施策に準じて、地域の実情に応じた具体的な施策の推進を図るよう要請するものとする。
- (3) 国は、関係地方公共団体等に対して、要綱の目的を達成するため助言、指導、その他必要な援助を行うよう努めるものとする。
- (4) 要綱に基づく施策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国、関係地方公共団体等により構成される協議会を開催するものとする。
- (5) 国土庁は、毎年度関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て、要綱の実施状況をとりまとめるとともに、国は、必要に応じ要綱の見直しを行うものとする。

別表 対象地域

保 全 地 域	〔茨城県〕	古河市，結城市，岩井市，猿島郡総和町，同郡五霞村，同郡三和町，同郡猿島町，同郡境町
	〔栃木県〕	小山市（東日本旅客鉄道東北本線より東側は市道15号線以南，西側は国道50号線以南の地域），下都賀郡野木町，同郡藤岡町
	〔群馬県〕	館林市，邑楽郡板倉町，同郡明和村，同郡千代田町，同郡邑楽町
	〔埼玉県〕	川越市，熊谷市，川口市，浦和市，大宮市，行田市，所沢市，加須市，岩槻市，春日部市，狭山市，羽生市，鴻巣市，上尾市，与野市，草加市，越谷市，蕨市，戸田市，入間市，鳩ヶ谷市，朝霞市，志木市，和光市，新座市，桶川市，久喜市，北本市，八潮市，富士見市，上福岡市，三郷市，蓮田市，坂戸市，幸手市，鶴ヶ島市，北足立郡伊奈町，同郡吹上町，入間郡大井町，同郡三芳町，比企郡川島町，同郡吉見町，大里郡大里村，北埼玉郡騎西町，同郡南河原村，同郡川里村，同郡北川辺町，同郡大利根町，南埼玉郡宮代町，同郡白岡町，同郡菖蒲町，北葛飾郡栗橋町，同郡鷺宮町，同郡杉戸町，同郡松伏町，同郡吉川町，同郡庄和町
	〔千葉県〕	東葛飾郡関宿町

観 測 地 域	〔茨城県〕	下館市，下妻市，水海道市，真壁郡関城町，同郡明野町，同郡協和町，結城郡八千代町，同郡千代川村，同郡石下町，北相馬郡守谷町
	〔栃木県〕	足利市，佐野市，小山市(保全地域を除く地域)，真岡市，河内郡上三川町，同郡南河内町，芳賀郡二宮町，下都賀郡石橋町，同郡国分寺町，同郡大平町，同郡岩舟町
	〔群馬県〕	太田市，新田郡尾島町，同郡新田町，邑楽郡大泉町
	〔埼玉県〕	東松山市，深谷市，日高市，比企郡滑川町，大里郡江南町，同郡妻沼町，同郡川本町
	〔千葉県〕	松戸市，野田市，柏市，流山市

別記1 代替水源の確保に係る事業

霞ヶ浦開発事業（水資源開発公団）  
思川開発事業（水資源開発公団）  
奈良俣ダム建設事業（水資源開発公団）  
埼玉合口二期事業（水資源開発公団）  
戸倉ダム建設事業（水資源開発公団）  
八ツ場ダム建設事業（建設省）  
利根川広域導水路（北千葉導水路）建設事業（建設省）  
渡良瀬遊水池総合開発事業（建設省）  
霞ヶ浦導水路建設事業（建設省）  
平川ダム建設事業（水資源開発公団）  
稲戸井調節池総合開発事業（建設省）  
滝沢ダム建設事業（水資源開発公団）  
浦山ダム建設事業（水資源開発公団）  
荒川調節池建設事業（建設省）  
吉田川総合開発事業（埼玉県）  
権現堂調節池建設事業（埼玉県）  
以上の他、  
必要な代替水源の確保に係る事業

（注）（ ）内は、事業主体である 以下別記3まで同じ

別記2 代替水の供給に係る事業

埼玉合口二期事業（水資源開発公団）  
霞ヶ浦用水事業（水資源開発公団）  
霞ヶ浦用水土地改良事業（農林水産省）  
埼玉県営土地改良事業（埼玉県）  
埼玉県水道用水供給事業（埼玉県）  
茨城県県西広域水道用水供給事業（茨城県）  
茨城県県西広域工業用水道事業（茨城県）  
群馬県東部地域水道用水供給事業（群馬県）  
北千葉広域水道用水供給事業（千葉県）  
以上の他、  
必要な代替水の供給に係る事業



別記3 地盤沈下対策事業

地盤沈下対策土地改良事業

葛西下流（埼玉県）

五霞，飯郷（茨城県）

地盤沈下対策河川事業

鴨川，大場川，辰井川，

古綾瀬川，中川（埼玉県）

以上の他，

必要な地盤沈下対策事業

別記4 その他の関連事業及び復旧に資する事業

土地改良事業（湛水防除事業等）

河川事業（直轄河川改修事業等）

以上の他，

必要な公共施設等の復旧に資する事業



# 地盤沈下防止等対策要綱（濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部） の取り扱いについて

〔平成17年3月30日〕  
地盤沈下防止等対策要綱に関する  
関係府省連絡会議申し合わせ

1. 標記地盤沈下防止等対策要綱の各対象地域においては、概ね地盤沈下等の被害は沈静化しているが、これは標記要綱に基づく現在までの国及び地方公共団体等の施策によってもたらされていることに鑑みれば、引き続き、地盤沈下防止等対策、観測及び調査並びに地盤沈下による災害の防止又は復旧に係る取り組みを進める必要がある。
2. このため、国は、今後とも「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」（平成7年9月5日地盤沈下防止等関係閣僚会議決定）、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」（平成7年9月5日同閣僚会議決定）及び「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」（平成3年11月29日同閣僚会議決定）に基づく施策の積極的な推進を図るものとする。
3. とりわけ、上記各要綱が定める地下水採取に係る目標量<sup>(注)</sup>については、別添の各対象地域における地盤沈下を防止し、併せて地下水の適正な保全を図るために、引き続き保全地域及び規制地域内において達成されるべき又は遵守されるべきものである。

(注) 各要綱が定める地下水採取に係る目標量

関東平野北部	年間4.8億 <sup>m<sup>3</sup></sup>
濃尾平野	年間2.7億 <sup>m<sup>3</sup></sup>
筑後・佐賀平野	佐賀地区 年間6百万 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	白石地区 年間3百万 <sup>m<sup>3</sup></sup>

4. 近年、地盤沈下は概ね沈静化の傾向にあるが、渇水時において地下水位の低下に伴う地盤沈下の拡大が見られることなど、新たな課題が顕在化していることから、各地域毎の地盤沈下防止等対策推進協議会のより一層の活用により、地盤沈下状況等の定常的な監視観測、情報交換及び短期的な地下水位の低下に起因する地盤沈下防止策等の調査・研究を推進する。
5. また、国は、関係地方公共団体に対して、今後とも上記各要綱に基づく国の施策に準じて、地域の実情に応じた施策の推進を図るよう要請するものとする。
6. なお、国は、上記各要綱の対象地域において、深刻な地盤沈下の発生等の問題の兆候がみられた場合には速やかに当該要綱の見直しその他の必要な措置をとるものとする。
7. 関係府省連絡会議は、概ね5年毎に地盤沈下防止等対策について評価検討を行う。

※ 別添 略

